

**令和 7 年度 建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託（白石都市計画区域外）
特記仕様書**

第 1 章 総則

第 1 条 （適用範囲）

本特記仕様書は、佐賀県県土整備部建築住宅課（以下「甲」という。）が実施する「令和 7 年度 建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託（白石都市計画区域外）」（以下「本業務」という。）について適用されるものであり、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第 2 条 （業務の目的）

白石都市計画区域外の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という。）第 42 条第 2 項により指定する路線（以下、「指定道路」という。）について、同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 2 に基づく指定道路図、指定道路調書及びその他の関係資料（以下、「指定道路調書等」という。）を平成 25 年度に作成している。

本業務は、既に作成した指定道路調書等を本特記仕様書に基づき更新するとともに法第 42 条の規定による道路に関する情報の適正な管理を行い、建築活動の円滑化及び建築行政サービスの向上に資することを目的とする。

第 3 条 （準拠する法令等）

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規則および規定に準拠して実施するものとする。

- （１） 建築基準法及び同法施行規則
- （２） 道路法及び道路法施行規則
- （３） 都市計画法及び都市計画法施行規則
- （４） 測量法及び測量法施行規則
- （５） 建築基準法道路関係規定運用指針（平成 20 年 4 月 国土交通省令改定）
- （６） 建築基準法道路関係規定運用指針の解説（平成 21 年 1 月 国土交通省令改定）
- （７） 著作権法
- （８） 佐賀県財務規則
- （９） その他関係法令、規則、通達等

第 4 条 （疑義）

特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じたときは、「甲」と「乙」で協議のうえ対応するものとする。

第5条（業務の着手）

本業務を実施するにあたり、次の書類を「甲」に提出し承認を得るものとする。

- （１） 業務工程表
- （２） 管理技術者通知書及び業務経歴書・資格証の写し・「乙」の社員を証明する資料
- （３） 照査技術者通知書および業務経歴書・資格証の写し・「乙」の社員を証明する資料
- （４） 業務実施計画書

第6条（打合せ）

「乙」は本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、「甲」と十分に打合せを行うものとし、「乙」は打合せの記録簿を作成し「甲」の承認を得るものとする。

第7条（実施体制）

「乙」は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、管理技術者を置く。管理技術者は測量士の資格を有していること。

また、「乙」は実施にあたり同種業務の実績のある担当者を配置するなど、業務の円滑な実施体制確保に努めること。

第8条（貸与資料）

本業務の実施にあたり、「甲」は「乙」に必要な資料を貸与するものとする。「乙」は貸与資料の取扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無い様に慎重に取り扱うとともに、「甲」は着手時に「乙」の保有する情報セキュリティポリシーを確認するものとする。また、貸与された資料等については本業務完了後すみやかに「甲」に返却しなければならない。

第9条（秘密の保持）

「乙」は、本業務の遂行上知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報に関する貸与資料については別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

第10条（成果品の帰属）

本業務において作成された成果は「甲」に帰属するものとする。

第11条（業務の期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年6月30日とする。また、作業完了時には、業務完了通知書、納品書、成果品一覧表を提出し、「甲」の完了検査を受ける

ものとし、検査の結果、本特記仕様書に適合しない部分がある場合はすみやかに修正しなければならない。

第12条（部分払）

（１）「乙」は契約書の規定に基づき部分払いを請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

（２）部分引渡しの指定部分は、第16条から第20条までの業務とし、当該指定部分の履行期限は令和8年3月27日までとする。

第2章 指定道路図・対象道路の抽出・指定道路調書作成

第13条（業務概要）

本業務は次の各号に掲げる項目の業務を実施するものとする。

- （１）基礎条件の整理、作業計画
- （２）資料収集整理
- （３）ベースマップ作成
- （４）更新対象道路の抽出
- （５）現地調査
- （６）指定道路図データ更新
- （７）指定道路調書作業計画支援資料作成
- （８）指定道路調書作成
- （９）公告資料作成
- （１０）システムデータファイル作成
- （１１）成果とりまとめ

第14条（業務対象範囲）

本業務における業務対象範囲及び数量は次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）対象範囲
白石町（別図による）現都市計画区域外 7,498 ha
- （２）対象路線
路線数：1900 路線程度を想定（1 項 3 号道路、2 項道路、非道路、未判定道路）
更新対象路線の抽出：路線数の 10% 程度を想定
現地調査：抽出路線の 50% 程度を想定
調書作成：330 路線程度を想定（2 項道路）

第15条（座標系）

データ整備で採用する座標系は次に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系 : 世界測地系
- (2) 投影法 : 平面直角座標第Ⅱ系
- (3) 垂直位置座標 : 平均地盤面を基準とする標高

本業務において旧測地系の既存データを利用する場合は、新測地系への変換を行うものとする。

第16条（基礎条件の整理、作業計画）

「乙」は本業務の実施にあたって、指定道路に関する基礎条件の整理を行い、調査方針及び方法に関する業務実施計画書ならびに業務工程表を「甲」に提出するものとする。

第17条（資料収集整理）

本業務を実施するうえで必要な資料として、「乙」は以下の資料及び図面を収集するものとする。なお、以下の資料及び図面が無い場合は、「甲」と「乙」で協議のうえ代替となる資料及び図面を決定し、「乙」はこれを収集するものとする。

なお、借用及び入手に必要な関係官公庁への諸手続は、「甲」と「乙」で協議のうえ進めることとし、データ化されているものはできる限りデータでの入手に努めるものとする。

以下の資料（1）、（8）については「甲」から、（2）から（7）については「白石町」から借用するものとする。

また、白石町からの借用資料について、「乙」は資料の状態・形式・所管及び収集の進捗管理を行うための資料借用整理表を作成し、随時「甲」へ報告を行うものとする。

- (1) 平成25年度指定道路調査業務の資料及びデータ
- (2) 都市計画区域図
- (3) 町の道路台帳図
- (4) 町の道路網図
- (5) 地形図（1/2500）
- (6) 地番図
- (7) 地形図（1/2500）建物図郭データ
- (8) 航空写真画像
- (9) その他必要な資料・データ

第18条（ベースマップ作成）

第17条で収集した各種図面データは、指定道路図及び指定道路調査作成用データとして、データ変換を行い、ベースマップを作成するものとする。

第19条（更新対象道路の抽出）

更新対象道路の抽出は、平成 25 年度指定道路調査業務で判定した「法第 42 条第 2 項道路」「非道路」「未判定道路」及び「法第 42 条第 1 項 3 号道路」について経年変化等により変更が必要と思われる道路を以下の条件で抽出するものである

(1) 道路の現状調査

ベースマップへ登録した町の道路台帳図および町の道路網図等の図面データをもとに平成 25 年度指定道路調査業務時点から変更のある道路の特定を行う。なお、町の認定外道路及び私道も調査対象とする。

(2) 道路幅員による抽出

(町道認定路線)

前項で調査した道路に対して、道路法による道路台帳図等により幅員調査を行い、4m 以上、1.8m 以上 4m 未満、1.8m 未満の位置を明確にし、属性を付与するとともに抽出する。

(町道認定路線外)

前項で調査した道路について、航空写真画像及び地番図等から幅員調査を行い 4m 以上、1.8m 以上 4m 未満、1.8m 未満の位置を明確にし、属性を付与するとともに抽出する。

(3) 建ち並びによる抽出

前項で抽出した幅員 1.8m 以上 4m 未満の法 42 条第 2 項道路候補路線に対して、地形図 (1/2500) 建物図郭データ及び航空写真画像等をもとに建物の建ち並びが 2 棟以上ある路線は法 42 条第 2 項道路として抽出する。

(4) 更新の種別

更新対象道路抽出結果については更新の種別（新規、更新、削除など）を明確に整理する。

第 20 条（更新対象路線一覧表の作成）

第 19 条で抽出を行った更新対象道路の一覧表を作成するものとする。更新対象路線一覧表は Excel 形式で作成を行う。

第 21 条（現地調査）

第 19 条で抽出を行った更新対象道路について国、県、町道で机上調査により幅員及び建ち並びが明確に判断できる路線を除き、現地調査を行うものとする。

(1) 現地調査にて、起終点箇所及び路線中間箇所の目視調査とメジャーによる幅員計測を行う。

(2) 崖地、水路等の一方後退箇所の有無についての確認を行い、これを記録する。

(3) 起終点箇所及び路線中間箇所の現地写真をデジタルカメラにて取得し、その結果を第 23 条で作成する路線別カルテに貼り付け、一元的な管理ができる資料を作成する。

(4) 調査道路に接する建物の間口の確認を行い、これを記録する。

第 22 条 (指定道路図データ更新)

以下の作業及び条件を踏まえた指定道路図データを作成及び更新する。

(1) 「甲」が提供する指定道路等に関する調査結果、町の道路網図及び第 19 条から第 21 条の資料等をもとに、道路種別を入力する。

(2) 道路種別は、法第42条第1項第3号に規定された道路、法第42条第2項道路、非道路及び未判定道路とする。詳細については、「甲」と「乙」との協議により定める。

(3) 航空写真画像を背景図のベースとするが、無い場合は「甲」「乙」協議のうえ代替案を決定する。

(4) 図形タイプはライン（線構造）データとし、原則道路種別ごとに「建築基準法道路関係規定運用指針の解説」に示される凡例により着色を行うものとする。ただし、最終的に線種、配色については「甲」「乙」で協議を行い、着色を行う。

(5) 取得するラインデータは、背景図に記載された道路縁の中心位置で取得することを基本とする。

(6) 背景図に道路形状が存在しない、又は形状が大きく異なる箇所については、その都度、「甲」に報告し、その指示に従い、道路台帳図等を利用するなどして、可能な限り修正を行うものとする。また、報告を行った路線について箇所図及びリストを作成し、報告書に記載すること。

(7) 法第 42 条第 2 項道路については、作成年月日等を属性として入力する。

(8) 作業により資料の間違い等の問題箇所が明らかになった場合は、問題の内容を明らかにした問題箇所図として整理する。

また、佐賀県ホームページへ登録するためのデータとして、本条で作成された指定道路図データの道路種別から、指定道路図PDFデータを作成するものとする。なお、掲載用の指定道路図の内容（道路種別、公開・非公開の区分等）については、「甲」と「乙」との協議のうえ、決定するものとする。

第 23 条 (指定道路調書作業計画支援資料作成)

(1) 路線別カルテ作成

平成 25 年のデータをもとに第 18 条で作成したベースマップ及び第 22 条で更新した指定道路図データにより、以下の作業及び条件を踏まえた指定道路路線カルテを作成または更新する。

(ア) 指定道路の非道路、未判定道路及び法第 42 条第 2 項道路候補路線

(イ) カルテには地形図 1/2500、道路台帳図（公道のみ）、基準時に近い時点の航空写真画像、地番図（又は公図）が一面に収まるようにレイアウトされ、出力時の大きさは A3 版を基本とするが、詳細は「甲」「乙」協議によるものとする。

(ウ) データ形式は Excel 形式又は PDF 形式とし、第 22 条で作成した指定道路図データとの関連付けを行うものとする。

(2) 道路種類別集計

第 22 条で更新した指定道路図データをもとに指定道路の種類別路線延長及び路線数の集計を行うと共に、第 19 条（更新対象道路の抽出）で得た情報及び更新不要となった道路の情報を元に数量一覧表を作成する。

(3) 指定道路調書作成基準書作成

平成 25 年度に整備した指定道路図等を参考とし、指定道路調書作成に係る必要事項を定めた指定道路調書作成基準をとりまとめる。

第 24 条（指定道路調書作成）

指定道路調書は指定道路調書の書式（法施行規則第 10 条の 2 第 3 項 別記第 42 号の 24 様式）により法第 42 条第 2 項道路を対象に作成または更新する。平成 25 年時点で作成していた指定道路調書は、第一面は全路線の更新、第二面は更新対象路線（調書作成路線の 10%程度を想定）の更新とする。

また、作成した調書は Excel 形式データで作成し、今後公開していくことを考慮し、PDF 形式への出力も行うものとする。

(1) 法第 42 条第 2 項道路

- ・第一面の「位置」に記載する地名地番は、原則として起点・終点・主な経由地について、地籍図や地番現況図により把握する。なお、調書作成時は、最新の地番データで作成するものとする。
- ・第一面の「その他」に記載するうえで、その他の欄に①公道・私道状況②作成年月日③一方後退の有無を表示する。
- ・第二面（位置図）は地形図 1/2500 データを背景ベースとし、縮尺 1/500 で路線ごとに作成する。なお、地形図 1/2500 データが無い場合や一面に収まりきらない場合の扱いについては、「甲」「乙」協議により定める。
- ・表示する項目として、参考道路中心線を記載する。幅員の標記は行わず、詳細は別途協議により定めることとする。

第 25 条（公告資料作成）

公告資料は法第 42 条第 2 項道路として指定する全路線を対象に作成するものとする。なお、作成する資料の細部事項については、「甲」「乙」と協議の上で決定するものとし、その指示に従って作成するものとする。

作成した資料については、契約期日末日の 1 月前の時点で「甲」へ提出を行うものとする。

第26条（システムデータファイル作成）

本業務で作成した各種データ成果は、佐賀県県土整備部建築住宅課に導入している「指定道路管理システム」へデータ登録及び環境設定を行うこととする。

（1）データファイル作成

作成する各種データは、品質の確保と統一化を図るために、「甲」より提示するデータ定義書に準拠して作成を行い、次のデータ形式でデータファイルを作成するものとする。

（ア）都市計画区域図データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（イ）町の道路台帳図データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（ウ）町の道路網図データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（エ）地形図データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（オ）地番図データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（カ）地形図（1/2500）建物図郭データ	ArcGIS	（GDB 形式）
（キ）航空写真画像データ	ワールドファイル	（Tiff・Tfw 形式）
（ク）指定道路図データ	ArcGIS	（GDB 形式）・Adobe（PDF形式）
（ケ）路線別カルテデータ	Microsoft	（Excel形式）・Adobe（PDF形式）
（コ）路線延長及び路線数集計データ	Microsoft	（Excel形式）
（サ）指定道路調書データ	Microsoft	（Excel形式）・Adobe（PDF形式）

（2）データファイルの提出

次工程のデータファイルセットアップを考慮し、各種データファイルについては契約期日末日の1月前の時点で「甲」へ提出を行うものとする。

第27条（成果の確認・検査）

成果品の内容について、「乙」は「甲」の確認・検査を受けるものとする。また、「指定道路管理システム」へデータ登録後は、「甲」立ち合いのもと動作検証を行うものとする。本特記仕様書に適合しない場合または修正が必要と認められる場合は、速やかに修正の措置をとらなければならない。なお、納品後に「指定道路管理システム」に不具合が生じた場合は、「乙」の責任のもと復元するものとし、発生する費用についても「乙」の負担とするものとする。

第3章 成果品

第28条（成果品）

本業務における成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）町資料借用整理表	一式
（2）都市計画区域図データ	一式
（3）町の道路台帳図データ	一式

(4) 地番図データ	一式
(5) 地形図 (1/2500) 建物図郭データ	一式
(6) 町の道路網図データ	一式
(7) その他使用した調査資料のデータ	一式
(8) 指定道路図データ	一式
(9) 路線カルテ	2部
(10) 指定道路調書	2部
(11) 更新対象路線一覧表 (Excel 形式)	一式
(12) 路線延長及び路線数集計データ	一式
(13) 公告資料	一式
(14) その他「甲」が指示したもの	一式

なお、(12) 路線延長及び路線数集計データについては、平成 25 年の成果品から更新の有無にかかわらず全てを集計したデータ及び平成 25 年の成果品から更新したもののみを抽出したデータの 2 種類を作成することとする。

第 29 条 (附則)

- (1) 「乙」は、本業務を特記仕様書の内容及び「甲」の指示通りに実施し、成果品を納める旨の誓約書を「甲」あてに提出するものとする。
- (2) 「乙」は特記仕様書の内容について十分理解しているものとみなし、作業が特記仕様書の定めた方法で行われなかった場合には、「甲」は契約の解除及び損害賠償金の支払を求めるものとする。

以上

調査対象（別図）

